議案第　９　号

太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和３年　２月２５日　提出

太宰府市長　楠　田　大　蔵

理　由

職員の勤勉手当の支給に関し、勤勉手当基礎額を見直すことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和　　年　　月　　日
条　　例　第　　　　号)

太宰府市職員の給与に関する条例（昭和42年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「、扶養手当の月額及びこれらに対する」を「及びこれに対する」に改める。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。